第1章

地域福祉の理解

第１章　地域福祉の理解

第1節　「地域福祉」の意味

第１項　「地域福祉」は地域主体の支え合い・助け合い

家庭や住み慣れた地域の中で，自分らしく幸せに暮らすことは，誰もが思い描く共通した願いではないでしょうか。

しかし，現代は，核家族[1]化の進行，高齢者のみの世帯やひとり親世帯の増加により家族間の扶助力が弱まり，さらに，地域の人間関係の希薄化も加わり，地域社会の様相が大きく変化しています。また，雇用に目を向けると，年功序列・終身雇用が終焉し，実力重視・成果主義の社会となり，加えて，長時間労働，非正規雇用労働者の増加などによる不規則・不安定な雇用情勢が，日常的に不安感や精神的ストレスを感じる人を増加させています。このような社会の大きな変化が，地域の様々な生活課題の要因になっているものと考えられます。

地域の生活課題の事例
介護負担，認知症，ひきこもり，孤独（孤立）死，虐待，生活困窮，
家庭内暴力，ホームレス，自死（自殺）など

特に，生活上，何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者は，さらに厳しい状況に置かれていることが推測されます。

このような中，近年，急速に福祉活動への関心が高まり，ボランティア[2]やNPO[3]の活動が活発になっています。また，これまでも地域の相互扶助機能を担ってきた町会・自治会活動，民生委員・児童委員[4]活動，社会福祉協議会[5]活動などに対しても，改めて期待の声が高まっています。

1 核家族　ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族

2 ボランティア　自発性，無償性，奉仕性を原則とする活動。自己の主体的な意思により社会問題の解決や必要とされる活動に対し，対価を得ることを目的とせず，労働力や技術力，知識などを提供すること。単なる無報酬の奉仕活動という意味ではない。社会福祉協議会は，地域福祉推進の一環として，ボランティアの需要と担い手に関する情報提供及びコーディネートを行っている。

3 ＮＰＯ　ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は，一定の要件を満たせば，特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ，団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお，同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。なお，ＮＰＯは，Non Profit Organizationの略語である。

4 民生委員・児童委員　民生委員は，法律上，「社会奉仕の精神をもって，常に住民の立場に立って相談に応じ，援助を必要とする者に対し生活相談，助言を行い，福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行うとともに，関係行政機関の業務に協力すること」とされている。児童福祉法により同時に児童委員を兼務する。

地域の様々な生活課題を解決し，幸せに暮らすためには，福祉行政の役割に加えて，市民の支え合い・助け合いが重要です。

「地域福祉」は，住み慣れた地域を基盤として，誰もが孤立することなく地域のつながりを感じながら，様々な担い手とともに連携・協力し，安心して自分らしく幸せに暮らせる社会の実現を目指すものです。

この実現のために，市民力と行政力を結集し，市民協働[6]により，地域の福祉力を総合的に高め，地域の生活基盤を一層充実することが求められます。

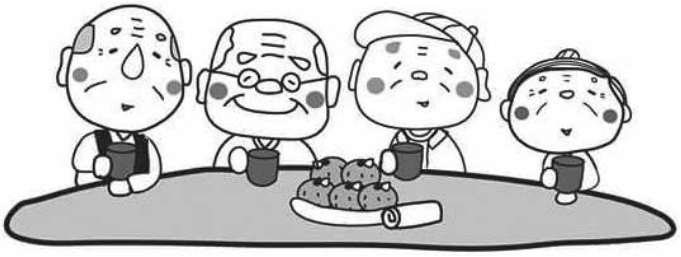

5　社会福祉協議会　社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で，市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会，指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会，都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており，さまざまな福祉サービスや相談，ボランティア活動や市民活動の支援，共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

6　市民協働　市民がお互いに，又は市民と行政（市役所）が，それぞれの特性や能力を活かしながら，対等な立場で，お互いの責任と役割分担のもとに協力・協調すること。

第２項　「地域福祉」の役割

(１) 社会福祉制度を補完する役割

誰もが住み慣れた地域で末長く，安心して暮らすために，医療・年金・福祉などの社会保障をはじめ，様々な福祉サービスが整えられています。

一方で，福祉サービスは，広く多くの人を対象としているため，個々の人にとっては必要とされる支援が十分ではない場合があります。地域福祉の取り組みは，行政（市役所）の福祉サービスを補完する役割のほか，新たな福祉サービスを地域で考え，市民が主体的に取り組んでいくことも期待されています。

(２) 在宅の暮らしを支える役割

在宅福祉サービスは，住み慣れた住まいで，末長く自立した生活が送れるように支援するものです。行政（市役所）のほか，企業や医療・福祉事業者・NPO[3]法人等（以下「事業者等」という。）が扱う福祉サービスのほかに，地域における見守りや様々な助け合い活動などの地域福祉活動も，在宅の暮らしを支える大きな力となります。

(３) 人と人をつなぎ笑顔あふれる地域をつくる役割

人と人との「つながり」がしっかりしている地域は，笑顔にあふれているのではないでしょうか。

地域福祉における取り組みの目的は，社会的に弱い立場の人を一方的に救済することではなく，誰もが地域社会を構成する一員として，お互いに対等な立場で人格と個性を尊重し合い，ゆるやかにつながりあって共に生きる社会を築くことです。

自己の持てる能力を発揮し，地域とのつながりを感じながら，ときに支え合い，ときに助け合える地域は，誰にとっても安心できる居心地の良い「居場所」にもなるものと考えられます。

誰もがどのような状態にあっても，地域社会のあらゆる分野の活動に参画し，活躍の機会が得られる社会（共生社会[7]）の実現が求められています。

7　共生社会　これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が，積極的に参加・貢献していくことができ，誰もが相互に人格と個性を尊重し，支え合い，人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

（4） 地域の安全や暮らしの安心を守る役割

大規模な災害の発生は，平穏な暮らしを一変させます。不自由な生活を強いられるばかりか，ときには命の危険にさらされることも考えられます。

このようなとき，地域のつながりが大きな力を発揮します。

日頃の暮らしにおける地域の情報は，安否確認や避難支援に活かされ，また，地域の結びつきは，避難生活においてより強固な助け合いにつながるものと考えられます。

理想的な地域社会の姿と考え方

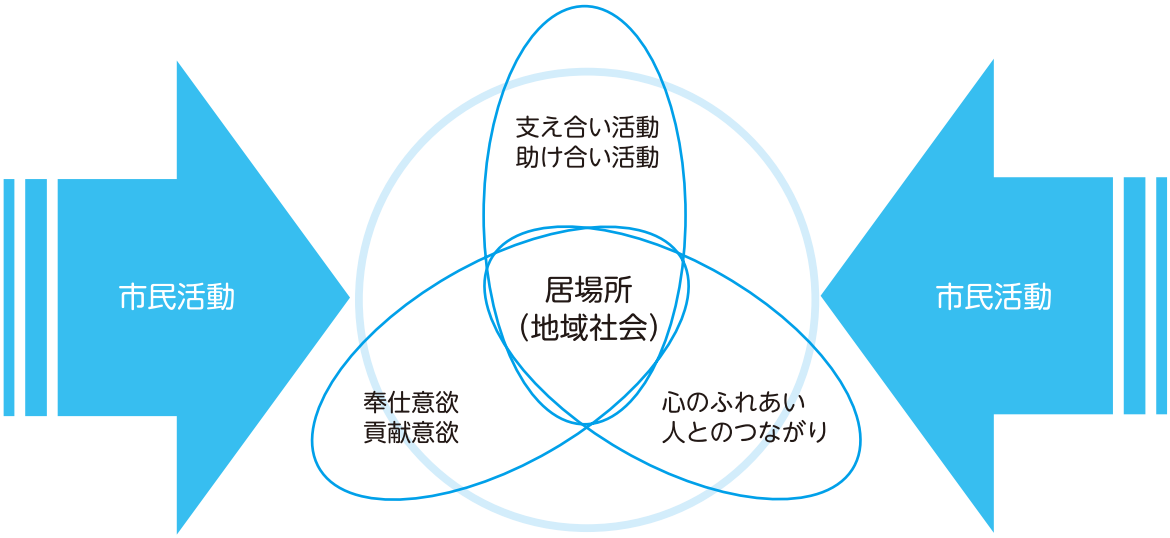

様々な市民活動は，
「支え合いたい・助け合いたい」「ふれあいたい・つながっていたい」
「自分ができる社会的な奉仕・貢献がしたい」という市民の願いが行動意欲になっているものと考えられます。
自分の願いが叶う場所は，その人にとって安心できる居場所（地域社会）になるのではないでしょうか。
私たちの暮らす地域は，このような安心できる居場所である必要があります。

第2節　常陸太田市の現状

第１項　常陸太田市を取り巻く状況

（1）　人口及び世帯の推移

平成27年国勢調査によると，常陸太田市の人口は52,294人であり，平成22年と比較すると，3,956人（△7.03%）減少しています。

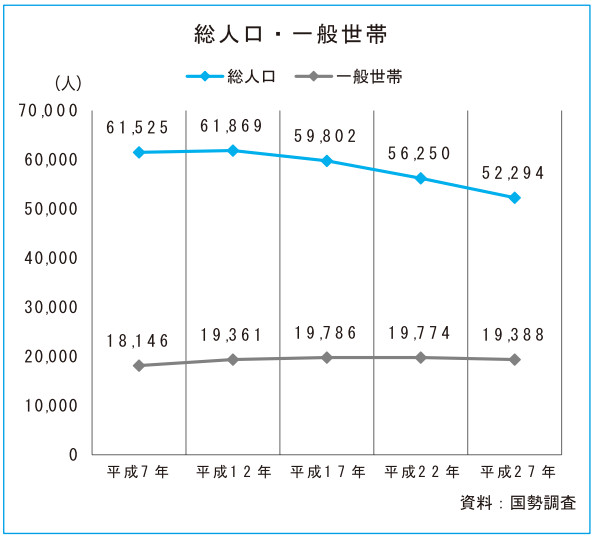

一般世帯[8]人員数は減少が続いており，平成22年から1.95%低下し，一世帯当たり2.7人になっています。

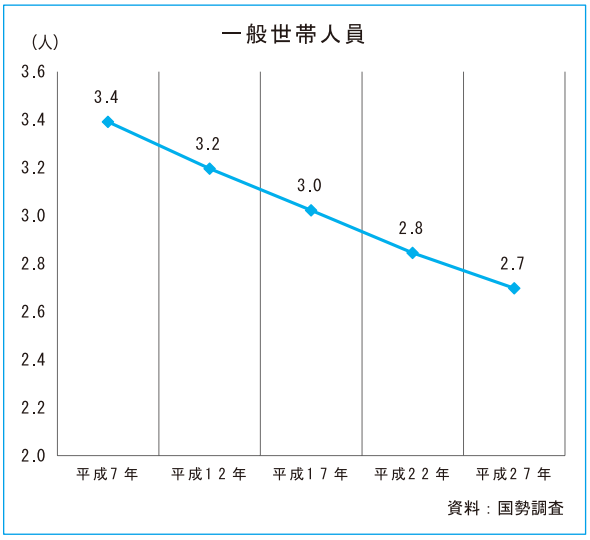

8　一般世帯　国勢調査において，総世帯数から「施設等の世帯」を除いた世帯

（2） 年齢構造

年少人口[9]比率は9.5％であり，茨城県（12.6％）及び全国（12.6％）の平均値を下回っています。平成22年の11.2％から1.7ポイント低下し，なお少子化が進んでいます。

高齢化率[10]は33.9％であり，茨城県（26.8％）及び全国（26.6％）の平均値よりも高く，平成22年の29.7％から4.2ポイント上昇しました。

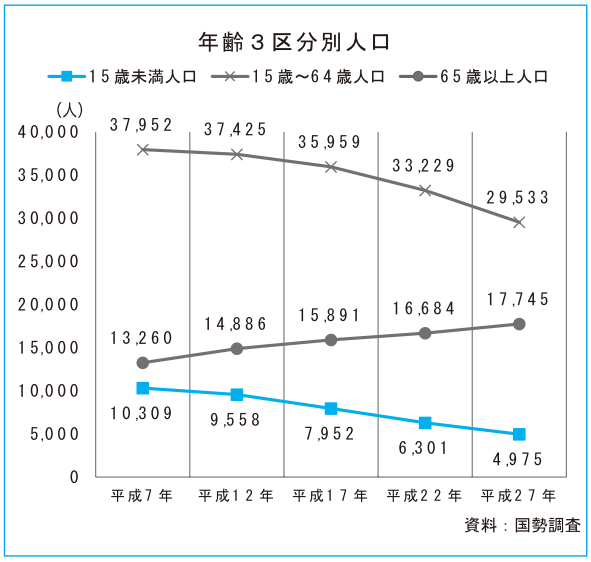

（3） 世帯の状況

高齢化に伴い，高齢者夫婦世帯，ひとり暮らし高齢者世帯（高齢者単独世帯）が増加しています。

近年の特徴として，ひとり暮らし高齢者世帯のうち，男性の占める割合が上昇傾向にあります。

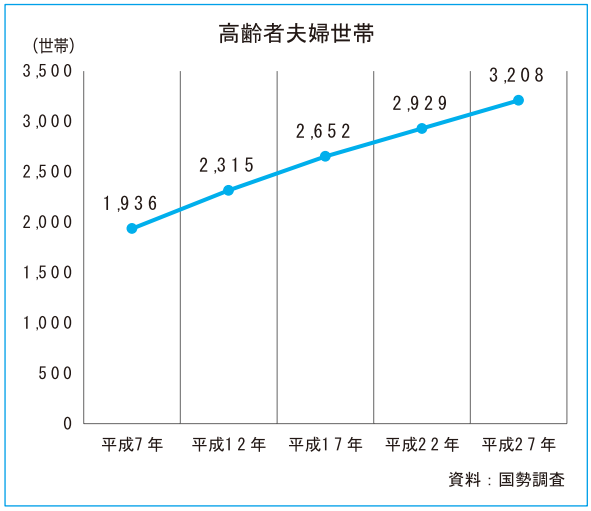

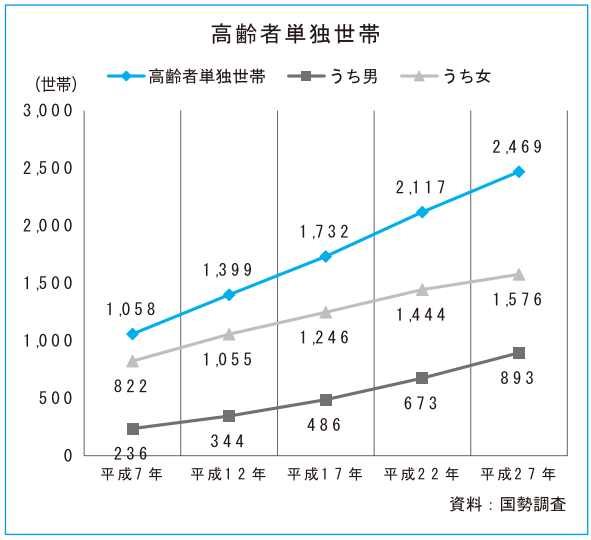

9　年少人口　0～14歳人口

10　高齢化率　総人口に占める65歳以上人口の割合

核家族世帯[11]数は，平成17年以降，若干減少傾向にあります。

しかし，核家族世帯の比率は上昇しており，平成22年は，一般世帯[8]（19,774世帯）の63.1％でしたが，平成27年は，一般世帯（19,388世帯）の64.0％になっています。

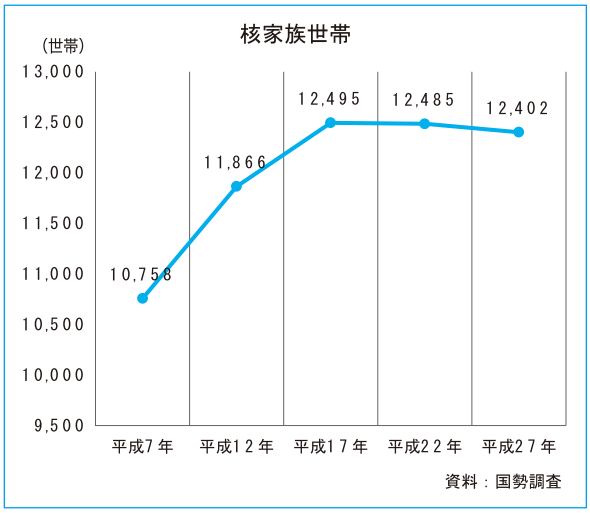

三世代同居世帯[12]は，減少を続けており，平成27年は，1,947世帯，一般世帯の10.0％です。

※平成7年国勢調査においては未調査

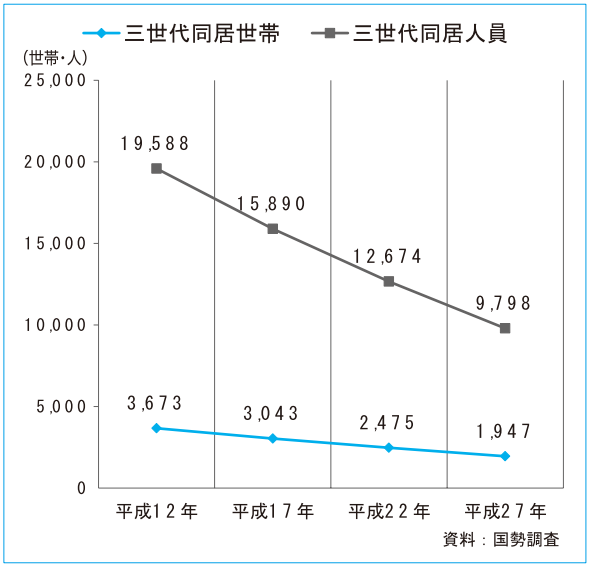

一方，ひとり親世帯（父親と子どもからなる世帯，母親と子どもからなる世帯）が増加しています。

一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は，9.7％です。

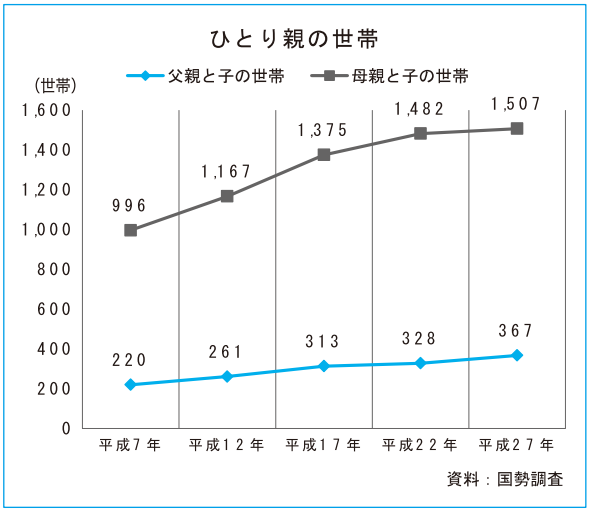

11　核家族世帯　国勢調査において，夫婦のみの世帯，夫婦と子どもからなる世帯，父親と子どもからなる世帯，母親と子どもからなる世帯

12　三世代同居世帯　国勢調査において，世帯主との続き柄が，祖父母，世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母），世帯主（又は世帯主の配偶者），子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち，三世代以上が同居していることが判定可能な世帯

第２項　地域福祉の担い手

常陸太田市では，多様な組織・団体・機関が連携・協力し，地域の担い手として活躍しています。常陸太田市の地域福祉の担い手として期待される地域の主な組織・団体・機関は，次のとおりです。

組織・団体・機関	団体数・人員数	備　考
町会・自治会 町会・自治会の班	124組織 1,145班	平成28年11月16日現在
消防団 消防団員	4支団21分団 987人	定数
自主防災会[13]	124組織	平成28年4月1日現在
民生委員・児童委員[4]	139人	定数（うち主任児童委員8人）
市社会福祉協議会支部[14]	19支部	平成28年4月1日現在
地域包括支援センター[15] サブセンター	1センター 1センター	平成28年4月1日現在
在宅介護支援センター[16]	4センター	平成28年4月1日現在
市社会福祉協議会登録ボランティア団体 会員数	115団体 3,356人	平成28年3月31日現在
市社会福祉協議会登録個人ボランティア	172人	平成28年3月31日現在
公民館[17]	15館	平成28年6月1日現在
地域コミュニティ[18]	4組織	平成28年4月1日現在

13　自主防災会　「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき，市民が自主的に結成する組織であり，災害による被害を予防し，軽減するための活動を行う。災害対策基本法においては，「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として，市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

14　市社会福祉協議会支部　市社会福祉協議会は，市民が主体となって地域福祉を推進するため，19の支部組織を常陸太田市全域で構成している。

15　地域包括支援センター　地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市区町村および老人介護支援センターの設置者，一部事務組合，医療法人，社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は，①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務，総合相談支援業務，権利擁護業務，包括的・継続的ケアマネジメント支援業務），②介護予防支援，③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで，保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

16　在宅介護支援センター　老人福祉法に基づく老人福祉施設の一種で，法律上は老人介護支援センターとして規定されている。地域の老人の福祉に関する問題について，在宅の要援護高齢者や要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等からの相談に応じ，それらの介護等に関するニーズに対応した各種の保健，福祉サービス（介護保険を含む）が，総合的に受けられるように市区町村等関係行政機関，サービス実施機関，居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う。

組織・団体・機関	団体数・人員数	備　考
小中学校	20校	平成28年4月1日現在
小中学校ＰＴＡ	19組織	平成28年4月1日現在
文化団体	109団体	平成28年6月1日現在
スポーツ少年団	28団体	平成28年6月1日現在
老人クラブ	91団体	平成28年11月30日現在
子ども会	76団体	平成28年5月31日現在
社会福祉法人[19]	13法人	平成28年4月1日現在
ＮＰＯ法人	10法人	平成28年10月31日現在
放課後児童クラブ[20]	15クラブ	平成28年4月1日現在

17　公民館　生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与することを目的として社会教育法に基づいて，市町村が設置することとされている。地域において，各種講座・講習会・講演会・実習会・展示会やスポーツ・レクリエーション等に関する行事の開催，各種の団体，機関等の連絡調整を行っている。

18　地域コミュニティ　町会・自治会，市社会福祉協議会，消防団，民生委員・児童委員，公民館，市民ボランティア団体等地域で活動する各種団体をネットワーク化し，地域の様々な課題解決のために連携・協力して活動する市民主体の協議体

19　社会福祉法人　社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される法人よりも，設立要件が厳しくされており，公益性が極めて高い法人である。このため，自主的な事業経営の基盤強化，透明性の確保，提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方，税制上の優遇措置がある。

20　放課後児童クラブ　正式には，「放課後児童健全育成事業」といい，児童福祉法に基づき，保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し，授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し，その健全な育成を図っている。

第3節　「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

第１項　計画策定の背景

常陸太田市では，平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間として「常陸太田市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。)」を策定し，また，常陸太田市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）においては，計画期間を同じくして「常陸太田市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。)」を策定し，地域福祉を推進してきました。

常陸太田市における近年の急激な人口減少と少子・高齢化は，地域の将来に大きな不安を与えており，特に「生活上何らかの配慮を必要とする人への支援」「災害時等の避難行動要支援者[21]への避難支援対策」については，支援する側の人材確保が懸念されているところです。

また，団塊の世代[22]が75歳以上となる平成37年（2025年）には，認知症[23]の高齢者の大幅な増加が予想されます。介護保険制度[24]の改正により，これまで，要支援１～２の予防給付のうち訪問介護[25]・通所介護[26]については，平成29年度までに市町村が取り組む地域支援事業[27]に段階的に移行します。

このような背景を踏まえ，常陸太田市における地域の生活課題及び課題克服の支援策を改めて整理し，市民協働[6]による取り組みを進めるため，「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を一体的に見直すこととしました。

21　避難行動要支援者　生活の基盤が自宅にあって，同居する家族等のみでは円滑かつ迅速に避難することが困難である特に支援を要する者

22　団塊の世代　昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までの間に生まれた世代を指す。この3年間の出生数は，約810万人で「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。介護・医療などにかかる社会保障費の急増が懸念されている。

23　認知症　一度獲得された知能が，脳の器質的な障がいにより持続的に低下し，失われることをいう。一般に認知症は器質的障がいに基づき，記銘・記憶力，思考力，計算力，判断力，見当識の障がいがみられ，知覚，感情，行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては，短期記憶がまるごと失われることが多いが，長期記憶については保持されていることが多い。

24　介護保険制度　介護保険制度は，介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組み。40歳以上の人が支払う「保険料（介護保険料)」と「税金」とで運営される。運営は市町村が行い，都道府県と国が支援する。

25　訪問介護　介護保険制度において，ホームヘルパーとも呼ばれる訪問介護職員による訪問介護や夜間対応型訪問介護などのサービス。介護福祉士の資格をもつ者や，都道府県知事又は都道府県知事の指定する者の行う研修（介護職員初任者研修など）を受け，研修を修了した証明書の交付を受けた者が従事する。

26　通所介護（デイサービス）　日中，通所介護の施設（利用定員19人以上のデイサービスセンターなど）に通ってもらい，食事，入浴，その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで，利用者の心身機能の維持向上と，利用者の家族負担の軽減を図っている。

27　地域支援事業　介護保険制度において，被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに，要介護状態等となった場合においても，可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため市が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

（1） 国・県の動向

国においては，東日本大震災を契機とする「避難行動要支援者名簿[28]」の市町村への設置義務化，障害者総合支援法[29]及び障害者差別解消法[30]の制定，生活困窮者自立支援制度[31]や子ども・子育て支援新制度[32]の施行，介護保険制度[24]の改正等，様々な福祉関連政策の見直しを進めています。

国は，平成37年（2025年）を目途に，地域包括ケアシステム[33]の完成を目指しています。

また，県では，これまで取り組んできた「地域ケアシステム」のノウハウである「コーディネート機能」や「多職種協働による支援機能」を有効に活用し，それらの機能を一層強化するとともに，市町村の実情に応じた主体的な取り組みを可能とした「茨城型地域包括ケアシステム」を構築することを目指しています。

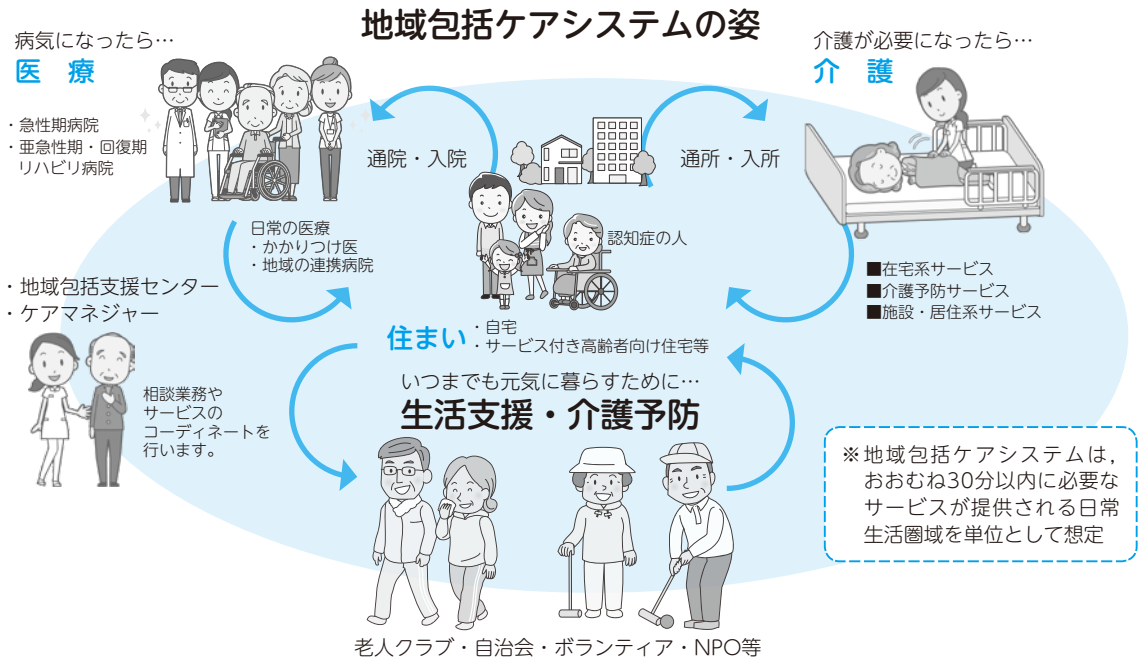

28　避難行動要支援者名簿　市町村地域防災計画に避難行動要支援者の対象範囲を定め，安否の確認，避難の支援等避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿

29　障害者総合支援法　障がい者自立支援法に代わって，平成25年4月1日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか，障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。正式には「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。

30　障害者差別解消法　全ての国民が，障がいの有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け，障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として，平成25年6月に制定された。

31　生活困窮者自立支援制度　「現在は生活保護を受給していないが，生活保護に至るおそれがある人で，自立が見込まれる人」を対象に，困りごとにかかわる相談に応じ，安定した生活に向けて仕事や住まい，子どもの学習など様々な面で支援する。生活保護から脱却した人でも，再び最低限の生活を維持できなくなることがないよう支援の対象となる。

（2） 生活上の支援を必要としている人への対策

昨今，孤独（孤立）死や介護疲れ，育児疲れなどから引き起こされる虐待[34]など，痛ましい事件・事故が起きています。また，仕事のストレスや健康上の悩み，経済的困窮などから，ひとりで苦しみ，自死（自殺）に至る事案なども全国的に発生しており，常陸太田市も例外ではありません。

行政（市役所）はもとより専門の関連機関でも，様々な市民相談窓口を設置していますが，問題の解決に結びつかないことも多く，その対策は十分とはいえません。

生活上の支援を必要としている人をできるだけ早く発見し，適切な対策を講じるとともに，安定した生活につなげる仕組みが必要です。

現在，常陸太田市では，子ども・子育てに関する新しい支援や経済的に生活に困っている人に対する支援，住み慣れた地域における医療と介護の連携など，様々な生活支援サービスの充実を図っているところですが，今後もさらに対策を進める必要があります。

また，併せて，高齢者が住み慣れた住まいで，末長く安心した生活が送れるよう，地域において包括的な支援・サービスを提供する「地域包括ケアシステム[33]」の早期実現が求められているところです。

32 子ども・子育て支援新制度　平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」，「認定こども園法の一部改正」，「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

33 地域包括ケアシステム　高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために，個々の高齢者の状況やその変化に応じて，介護サービスを中核に，医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい，医療，介護，予防，生活支援）を，継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

34 虐待　高齢者・障がい者虐待は次の(1)から(5)まで，児童虐待は(1)から(4)までが定義されている。

(1)身体的虐待（身体に外傷が生じる又は生じるおそれのある暴行を加えること）

(2)心理的虐待（著しい暴言，著しい拒絶的な対応，著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）

(3)性的虐待（わいせつな行為をすること，わいせつな行為をさせること）

(4)放棄・放任・ネグレクト（身体を衰弱させるような著しい減食・長時間の放置，必要な擁護を著しく怠る等）

(5)経済的虐待（財産を不当に処分すること，不当に財産上の利益を得ること）

常陸太田市の主な市民相談窓口

名　称	内　容	関係部局・機関
市民総合相談	市政に対する意見・要望／生活についての相談・案内など	市民協働推進課
無料法律相談	財産／権利／借地／金銭貸借／契約／離婚問題など	市民協働推進課 市社会福祉協議会
心配ごと相談	日常生活の中での心配／悩み，困りごとなど（相続，財産，離婚，その他）	社会福祉課 市社会福祉協議会
精神保健相談	心の健康相談	常陸大宮保健所 健康づくり推進課
ひきこもり専門相談	ひきこもり状態のある方と家族からの相談	常陸大宮保健所
こころの相談	人付き合いが苦手／不安で眠れない／子育ての不安／福祉サービスについてなど	社会福祉課
子ども発達支援相談	コミュニケーションや行動面の相談	社会福祉課
地域児童相談	しつけ／適性／ことば／養育／精神／身体／性格など	子ども福祉課
家庭児童相談	しつけ／適性／養育など	子ども福祉課
消費者相談	架空請求／訪問販売のトラブルなど	市消費生活センター
育児・健康相談	子どもの発育／健康など	健康づくり推進課
教育相談	学校生活全般／就学相談／不登校／子育てなど	教育委員会指導室
人権相談	親子／相続／借地／虐待／差別など	水戸地方法務局常陸太田支局
高齢者相談	介護／医療／健康／福祉など	市地域包括支援センター 在宅介護支援センター
障がい者差別問題相談	差別／虐待など	社会福祉課

（3） 地域の人間関係の希薄化

平成27年度から行政（市役所）と市社会福祉協議会が連携・協力し，市社会福祉協議会支部[14]を中心に実施した「地域ふくし懇談会[35]」では，地域の活力がなくなってきたという意見や，さらに少子・高齢化が進むと，住み慣れた自分たちの地域が将来なくなってしまうのではないかという深刻な意見も出されました。

特に，昔は当然だった近所付き合いなど，地域の交流そのものが少なくなってきているとの意見が数多く出されました。

ここで，地域における人と人とのつながりについて考えるとともに，自分たちの地域の将来について改めて見つめ直す必要があるといえます。

平成27・28年度「地域ふくし懇談会」地域の課題集計結果

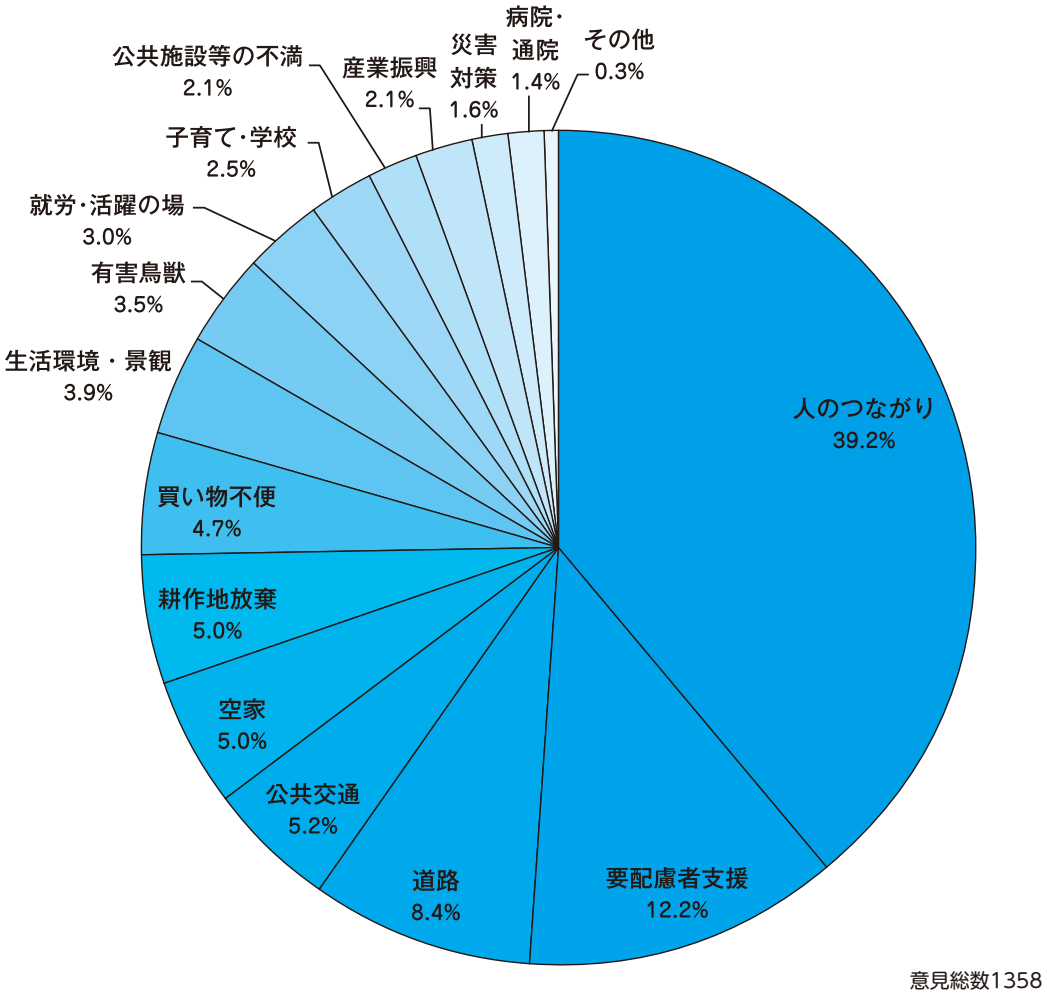

35 地域ふくし懇談会　市社会福祉協議会の19支部単位で開催する市民参加のワークショップ

地域ふくし懇談会で出された「人のつながり」に関する市民の主な意見

項目	主な意見
地域交流に関すること	・近所付き合いが希薄 ・新住民との交流が少ない ・世代を超えた交流がない ・つながりのない人が集まれる場所がない ・近所にたまれる場所がない ・冠婚葬祭の付き合いがなくなった ・あいさつをしない ・祭りなどの地域行事がなくなった ・話し相手がいない ・高齢者の交流の場がない ・地域とのかかわりを持ちたくない ・地域の情報共有がない ・近所の子どもの顔が分からなくなった
社会参加に関すること	・同じ顔ぶれで物事が決められる ・町内の問題，課題が出せるようになっていない ・町会など地域活動への参加が少ない ・町会の役員や社協の役員になる人がいない ・ボランティア[2]をする人が少ない ・町会活動に協力しない ・高齢者対象の行事に参加者が少ない ・老人会への入会者がない ・若者の町会での協力が少ない ・コミュニティ活動に関心・興味がない
子どもに関すること	・子どもの声が聞こえない ・子どもが少なく活気がない ・少子化で友達がいない ・子ども同士で遊べないので困っている ・子どもの顔を見ない ・地域に子どもがいない ・子どもが少なく子ども会の集まりができない ・子ども会の入会がない
人口減少に関すること	・若い住人が少ない ・子どもが戻ってこない ・若い人が住まない ・人口減少により地域での行事が難しい ・消防団員のなり手がいない ・若い人が転出する ・若い人が他市に家を建ててしまう
その他	・未婚者が多い ・結婚しない若者が多い ・結婚しない人が増えている ・ひとり暮らしが増えている ・核家族化が進んでいる ・子どもと住まなくなった

※高齢者に関することは，『平成27・28年度「地域ふくし懇談会」地域の課題集計結果』の「要配慮者支援」に多く含まれています。

（4） 災害等地域の異変に対する備え

近年は，突然の集中豪雨や竜巻，地震や洪水による大きな自然災害が全国的に発生しています。

迅速な避難には，地域の情報伝達や助け合いが大きな力になります。いざというときに備え，日頃から，身近な地域で助け合いの仕組みを整えておくことが必要です。

常陸太田市では，「常陸太田市地域防災計画[36]」及び「常陸太田市避難行動要支援者避難支援全体計画[37]」等により，地域防災体制の確立を図っています。しかし，被害が広範囲に渡る大規模災害の発生時は，自らの身体は自ら守る「自助」と，地域でお互いに助け合う「共助」が重要になります。突然の災害発生に備え，日頃から，それぞれの地域において，要配慮者[38]や避難行動要支援者[21]の避難支援対策をはじめとする地域の防災対策に積極的に取り組むことが求められています。

【避難行動要支援者】

常陸太田市地域防災計画の定めるところにより「生活の基盤が自宅にあって，同居する家族等のみでは円滑かつ迅速に避難することが困難である特に支援を要する者」としています。

特に支援を要する者の具体例

○立つことや歩行ができない（歩きにくい）
○音が聞こえない（聞き取りにくい）
○物が見えない（見えにくい）
○言葉や文字の理解が難しい
○危険なことを判断できない
○顔を見ても知人や家族と分らない

36 常陸太田市地域防災計画　災害対策基本法の規定に基づいて，常陸太田市防災会議が作成する計画であって，常陸太田市の地域に係わる災害対策を実施するにあたり，防災関係機関がその全機能を発揮して，災害時の被害を最小化し，被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもと，住民の生命，身体及び財産を災害から保護するとともに災害の復旧を図ることを目的としている。

37 常陸太田市避難行動要支援者避難支援全体計画　避難行動要支援者の避難支援対策について，平常時の備えから災害発生時の対応等の基本的な考え方や取組み方を示したもので，「自助」と「共助」を基本とし，円滑な情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることを目的としている。

38 要配慮者　災害発生時に自分一人で避難行動が迅速に行えないおそれがあり，周囲の人の配慮が必要な高齢者（ひとり暮らし高齢者，高齢者のみの世帯，ねたきり高齢者，認知症高齢者等）や身体障がい者（視覚・聴覚障がい者，音声言語機能障がい者，肢体不自由者，内部障がい者，難病患者等），知的障がい者，精神障がい者，妊産婦，乳幼児・児童，日本語の理解が十分でない外国人等が多く該当する。

特に民生委員・児童委員[4]は，日頃の見守り活動のなかで，避難行動要支援者[21]を把握しており，自主防災会[13]等地域の避難支援等関係者[39]は，日頃から民生委員・児童委員と情報を共有し，防災対策を進めておくことが求められます。

さらに，自主防災会の関係者は，班（常会等）の仕組みも活用し，日頃から自主的に避難行動要支援者の把握を進め，避難準備・高齢者等避難開始[40]が発令された場合には，迅速に安否確認をはじめとする避難支援行動に移せることが求められます。

避難行動要支援者数及び名簿登録同意者数

※同一人が要支援該当要件に複数該当する場合があるため要支援該当実人数より内訳の合計が大きくなる。 （人）

	市地域防災計画に定める避難行動要支援者に該当する可能性のある者								避難行動要支援者未同意の者(C) (A)-(B)	避難行動要支援者同意率 (B)/(A)×100	(B)以外の同意者(D)	同意者合計(E) (B)+(D)	避難行動要支援者名簿掲載人数 (C)+(E)
基準日 H28.10.1	実人数				同意者数								
	該当要件				該当要件								
	介護3～5	身体1,2（心臓補助装置者除く）	知的A，Ⓐ	精神1	介護3～5	身体1,2（心臓補助装置者除く）	知的A，Ⓐ	精神1					
	817	599	209	44	236	182	44	1	1,099	27.36%	2,858	3,272	4,371
	実人数　計　(A)　1,513				同意者数　計　(B)　414								

資料：常陸太田市保健福祉部福祉事務所社会福祉課「避難行動要支援者登録状況」

39 避難支援等関係者

常陸太田市地域防災計画に定めるところにより，災害時に避難支援等に携わる次の機関等をいう。

ア 消防機関（消防団を含む）

イ 警察

ウ 民生委員・児童委員

エ 市社会福祉協議会

オ 自主防災会

カ 町会

キ 市

ク その他市長が認める避難支援等の実施に携わる関係者

40 避難準備・高齢者等避難開始　一般住民に避難準備を呼びかけ，要配慮者・高齢者等，特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が高まった状況に発令される。市民に求める行動としては，特に避難行動に時間を要する人は，計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する必要がある。

第２項　第1期常陸太田市地域福祉計画の概要

第1期常陸太田市地域福祉計画（以下「第1期地域福祉計画」という。）は，平成25年度から平成29年度までを計画期間とし，「常陸太田市第5次総合計画」を上位計画とする福祉を総括した計画です。高齢者，障がい者，子ども，子育て中の親，その他の配慮を必要とする人に関する個別の関連計画（高齢者福祉計画，障害者計画，子ども・子育て支援事業計画，健康増進計画，男女共同参画推進計画，避難行動要支援者避難支援全体計画）と連携しています。「住み慣れた地域の中でともに支え合い安心して暮らせるまち」を基本理念とし，３つの基本目標と７つの基本施策を設定しました。

第1期常陸太田市地域福祉計画基本目標・基本施策
1　地域でともにふれあい，支え合うまちづくりを推進します
(1)　地域や福祉に対する意識の向上を図る
(2)　地域福祉活動の担い手をつくる
(3)　地域を支えるネットワークをつくる
2　みんなに届く福祉サービスづくりを推進します
(1)　情報提供の充実及び情報の共有化を進める
(2)　各種サービス，制度の適切な利用を促進する
3　誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します
(1)　安全で安心に生活できる環境づくりを推進する
(2)　健康づくりを推進する

第1期地域福祉計画の評価については，計画の進捗状況を示す指標の設定が困難であるため，個別の関連計画に進行管理とその評価を委ねることとしています。

なお，平成27年に実施した常陸太田市第6次総合計画市民アンケートの結果によると，市民の「地域福祉」への満足度は，回答者の61.8％が「どちらともいえない」と回答しています。

また，「満足」「やや満足」を合わせた比較的満足度の高い施策は，「健康診断や健康相談などの保健サービス」の42.5％，「病院などの医療機関の整備・救急医療体制」の37.2％となっています。

「高齢者への福祉サービス」「障がい者への福祉サービス」「介護保険サービス」「保育所の整備や保育内容」「放課後児童クラブ[20]」など各福祉施策については，「満足」「やや満足」と回答した人の割合が3割弱であり，前回，平成23年調査と比較しても満足度のポイントは低下しており，常陸太田市の福祉は十分とはいえない状況です。

今後，なお一層，常陸太田市の福祉を充実させることが求められています。

第３項　計画の位置付けと関連計画との関係

（1）　地域福祉計画

地域福祉計画は，社会福祉法第107条に規定される市町村計画で，市民の意見等を十分反映させながら策定する福祉の総合計画ともいえるものです。「地域の支え合い・助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進し，誰もがその人らしく，人と人とのつながりを大切にしながら「共に生きる社会（共生社会[7]）」をつくるための理念とその仕組みをつくる計画です。

また，常陸太田市は，個別の関連計画をそれぞれ策定しています。地域福祉計画は，それらの関連計画を内包するとともに各計画を補完する役割があります。

なお，地域福祉計画と他の法定計画等既存の計画と重複する部分については，既存計画が優先する取り扱いとなります。

（2）　地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は，地域福祉の推進を図ることを目的に，市民や各種の市民団体などが主体的に取り組む地域福祉活動をまとめたものです。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は，いわば車の両輪の関係にあり，社会福祉法に基づき設置されている社会福祉協議会[5]が中核となって策定する市民計画です。行政計画の地域福祉計画とは，地域福祉推進の基本理念・目標を同じくしており，市民が計画づくりにかかわることはもちろんのこと，行政（市役所）が参画していることも特徴です。

（3） 地区地域福祉活動計画

地区地域福祉活動計画は，市社会福祉協議会各支部の区域をひとつの地区として，市民自ら自分たちの地域の生活課題を把握し，その解決のために市民が主体となり，今後どのように活動していくのかを中期的（３～５年程度）にまとめた計画です。

「地域ですぐにできることに取り組む」ことを基本に，市民自ら計画を策定することで，

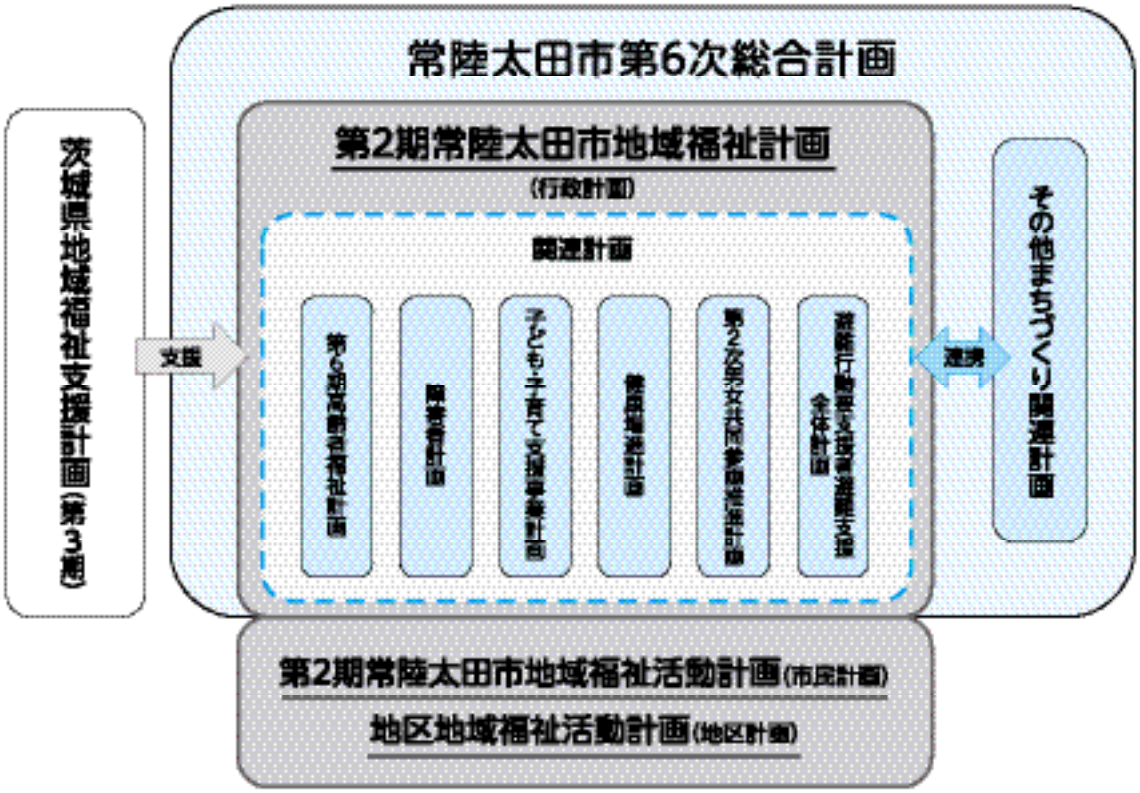

第４項　計画の期間

今回，新たに策定した地域福祉計画の計画期間は，平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし，策定から3年を目途に計画の進行状況及び地域福祉の実情に合わせ，必要に応じて計画を見直します。

関連計画の計画期間

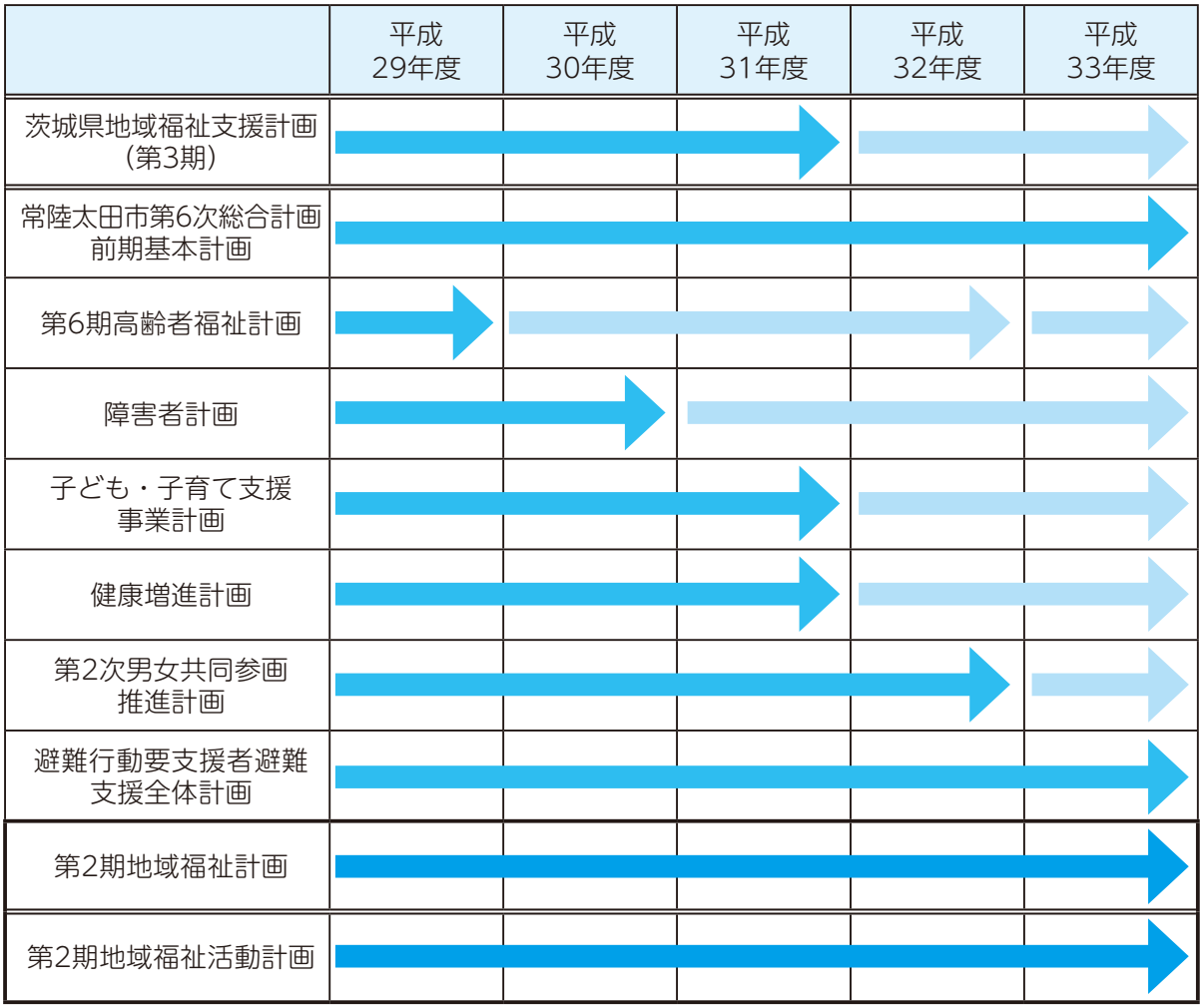

第５項　計画の策定体制

（1）　地域ふくし懇談会の開催

このたびの地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定にあたり，平成27年度から，市社会福祉協議会各支部役員や町会・自治会役員を中心とした市民，市職員・市社会福祉協議会職員が参加し，地域の生活課題やその対応策について話し合う「地域ふくし懇談会[35]」を開催しました。平成28年度は，市社会福祉協議会各支部において，市民の参加対象をさらに拡大し，同様に「地域ふくし懇談会」を開催しました。

地域ふくし懇談会の開催状況　（平成27～28年度）

懇談会種別	開催回数	参加者数（延べ）			合計
		市　民	市社会福祉協議会職員	市職員	
市社会福祉協議会支部役員対象	16回	465人	156人	91人	712人
市社会福祉協議会支部関係者対象	22回	591人	113人	39人	743人
その他関係会議等	26回	383人	57人	27人	467人
合　　計	64回	1,439人	326人	157人	1,922人

（2）　市民アンケート等の活用

常陸太田市第6次総合計画策定に併せて実施した市民アンケートや市社会福祉協議会協力団体等へのアンケートを活用しました。

（3）「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び「常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会」の開催

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は，地域福祉を推進するという共通の目的を持つ計画であるため，行政（市役所）及び市社会福祉協議会により合同事務局を設置しました。

また，「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び「常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会」を同一の委員で構成し，合同委員会を開催しました。

なお，今後，合同委員会は「常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会」と称することにしました。

常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会の開催状況
（常陸太田市地域福祉推進委員会）
（常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会）

開催回	開催期日	開催場所	出席委員数
第1回	平成28年　7月25日（月）	常陸太田市役所	16人
第2回	平成28年10月13日（木）	常陸太田市役所	14人
第3回	平成28年12月15日（木）	常陸太田市役所	14人
第4回	平成29年　1月26日（木）	常陸太田市商工会館	14人
第5回	平成29年　3月16日（木）	常陸太田市役所	16人

（4）　パブリックコメントの実施

パブリックコメント[41]を平成29年2月6日から平成29年3月7日にかけて実施しました。

41　パブリックコメント　常陸太田市の重要な計画等の策定や改定，基本的な条例等の制定や改正に際して，事前にその案を公表し，広く市民から意見を求めるとともに，寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行い，その結果と理由及び市の考え方を公表する制度